（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新）

第三十一条の五　第三十一条の三から第三十一条の三の四までの規定は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関が指定の更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第三十一条の三の三第一項及び第三十一条の三の四第一項第二号中「その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った構造計算適合性判定の件数」と読み替えるものとする。

（指定認定機関に係る指定の申請）

第三十二条　法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

八　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第五号に該当しない者であることを誓約する書類

十～十四　（略）

（心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者）

第三十三条の二　法第七十七条の三十七第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により認定等の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（承認認定機関に係る承認の申請）

第四十七条　法第七十七条の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　第三十二条第三号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる書類

（準用）

第五十七条　第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の規定による承認の申請に、第三十三条の二及び第三十六条の規定は法第六十八条の二十四第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関について準用する。

（指定性能評価機関に係る指定の申請）

第五十八条　法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～八　（略）

九　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第五号に該当しない者であることを誓約する書類

十～十五　（略）

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新）

第三十一条の五　第三十一条の三から第三十一条の三の三までの規定は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関が指定の更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項第二号中「その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った構造計算適合性判定の件数」と読み替えるものとする。

（指定認定機関に係る指定の申請）

第三十二条　法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～七　（略）

八　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号（民法の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第五十八条第八号において同じ。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

十～十四　（略）

（新設）

（承認認定機関に係る承認の申請）

第四十七条　法第七十七条の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　第三十二条第三号から第七号まで及び第十号から第十四号までに掲げる書類

（準用）

第五十七条　第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の規定による承認の申請に、第三十六条の規定は法第六十八条の二十四第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関について準用する。

（指定性能評価機関に係る指定の申請）

第五十八条　法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～八　（略）

九　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

十～十五　（略）